

引っ越し時の届け出

手稲区役所

〒006-8612

手稲区前田1条11丁目

☎681-2400

引っ越しの際には、下表を参考に区役所などへ届け出てください（このほかの手続きが必要な場合もあります）。
ご不明な点は担当課へ電話でご確認の上、ご来庁ください。

（表内の○数字は手稲区役所の窓口番号、★印は手稲区役所での手続き、*印は届出に必要なものです）

※なお、4月から各課の窓口番号が変わりますのでご注意ください。

		手稲区→市外	手稲区→市内の他区	手稲区内	窓 口	課
住 所 変 更	★ 転出届を提出 ⇒転出証明書を発行します。転出先の市区町村へ提出してください。	転出先の区役所に転入届を提出（転入後14日以内）	★ 転居届を提出（転居後14日以内）	1階 ⑨ ⑩	戸籍 住民 課	
	新住所の番号（○番○号）・番地（○番地）、アパート・マンションの名称・部屋番号を確認の上、届け出てください。*本人確認できる書類（運転免許証・健康保険証など）					
印 鑑 登 録	★ 印鑑登録証（カード）の返還 ⇒転居先の市区町村で新たに印鑑登録をしてください。 *印鑑登録証	住所変更の手続きをすることで、自動的に住所が変更され、引き続き印鑑登録証（カード）を使用できます。新たに印鑑登録をする方の手続きについては、お問い合わせください。				
転 校 (小・中学校)	転出先の市区町村へ在学証明書（現在の学校で発行）を提出してください。	転出先の区役所で転入届の際に入校票を発行します。在学証明書（現在の学校で発行）と入校票は新しい学校へ提出してください。	転居届の際に入校票を発行します。在学証明書（現在の学校で発行）と入校票は新しい学校へ提出してください。			
国民健康保険	★ 脱退手続き（転出前） *国民健康保険証	転出先の区役所で住所変更の手続き（転出後14日以内） *国民健康保険証	★ 住所変更の手続き（転居後14日以内） *国民健康保険証	2階 ②	保 険 年 金 課	
介 護 保 険	★ 被保険者証の返還。要介護認定を受けている方及び認定申請中の方は、受給資格証明書の交付を受けてください。*被保険者証	転出先の区役所で住所変更の手続きをし、被保険者証を差し替えてください。*被保険者証	★ 住所変更の手続きをし、被保険者証を差し替えてください。 *被保険者証			
国民 年金	加入者	住所変更の手続きをすることで、自動的に住所が変更されます。 ※第3号被保険者の方は、配偶者の勤務先で住所変更の手続きをしてください。		2階 ③		
	受給者	年金の種類によって手続きが異なりますので、転出先の市町村の年金係にお問い合わせください。				
特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当	★ 転出の手続き ⇒転出先の市区町村で住所変更の手続きをしてください。*印鑑	転出先の区役所で住所変更の手続き *身体障害者手帳・療育手帳・印鑑	★ 住所変更の手続き *身体障害者手帳・療育手帳・印鑑	1階 ①	保 健 福 祉 サ ー ビ ス 課	
敬 老 パ ス 敬 老 手 帳	★ 敬老パス・敬老手帳の返還 *敬老パス・敬老手帳	敬老パスは、そのまま使用できます。 敬老手帳は、新住所を記入してください。		1階 ②		
身体障害者手帳	★ 福祉乗車証・福祉タクシー利用券・自動車燃料助成金・福祉定期券利用証明書・福祉割引ウィズユーカードの返還⇒転出先の市区町村で住所変更の手続きをしてください。	転出先の区役所で住所変更の手続き *身体障害者手帳・印鑑	★ 住所変更の手続き *身体障害者手帳・印鑑	1階 ① ②		
療 育 手 帳		転出先の区役所で住所変更の手続き *療育手帳・印鑑	★ 住所変更の手続き *療育手帳・印鑑			
児 童 手 当	★ 消滅手続き⇒転出先の市区町村で新たに申請してください。*印鑑	住所変更の手続きをすることで、自動的に住所が変更されます。				
児 童 扶 養 手 当 特別児童扶養手当	★ 住所変更の手続き *手当証書・印鑑	転出先の区役所で住所変更の手続き *手当証書・印鑑	★ 住所変更の手続き *手当証書・印鑑	1階 ⑥		
医 療 助 成	★ 受給者証の返還 *本市または平成17年1月1日現在居住の市区町村で発行する17年度所得課税証明書 ※転出先で必要になる書類は窓口でご案内します。	転出先の区役所で住所変更の手続き *受給者証	★ 住所変更の手続き *受給者証			
特定疾患医療 受給者証	道内：転出先の保健所で住所変更の手続きを行ってください。 *特定疾患医療受給者証・転出先住所の住民票 道外：保健センターまでお問い合わせください。	転出先の保健センターで住所変更の手続き *特定疾患医療受給者証	★ 住所変更の手続き *特定疾患医療受給者証	2階	保 健 セ ン タ ー	
小児慢性特定 疾患医療券	★ 保健センターで返納の手続きを行ってください。 *小児慢性特定疾患医療受診券 ※市外での手続き方法は転出先の保健所までお問い合わせください。	転出先の保健センターで住所変更の手続き *小児慢性特定疾患医療受診券	★ 住所変更の手続き *小児慢性特定疾患医療受診券			
固 定 資 産 税	固定資産を所有している方は、資産の所在する市区町村に住所変更の手続きをしてください（電話・手紙での連絡も可）。			2階 ⑤	課 税 課	
原動機付自転車 (125cc以下)・ 小型特殊自動車	★ 廃車届を提出。 *印鑑・ナンバープレート・運転免許証・標識交付証明書	住所変更の手続きをすることで、自動的に住所が変更されます。				